

福岡市共働事業提案制度
平成23年度審査報告書

平成23年10月

福岡市共働事業提案制度審査委員会

第1 平成23年度審査を終えて

「共働事業提案制度」は、NPOと市が対等なパートナーとして共働することで、地域課題の解決や市民サービスの向上を目指す制度として平成20年度に創設され、平成22年度までに、NPOから74件の斬新な提案をいただき、そのうち、19事業がNPOと市の共働事業として実施されました。

この「共働事業提案制度」を継続するにあたっては、今後更により良い制度とするために、平成23年度にNPO、市職員、市民、実際に共働事業に取り組まれている担当者の声等を聞きながら、「福岡市市民公益活動推進審議会」、及び「施策検討部会」において制度の成果や課題を振り返り、新しい制度のあり方が議論されています。

その振り返りの中で、「応募の手引き」の内容を見直し、審査期間の短縮、手続きの簡略化、市が既に取り組んでいる事業への提案募集など、改善すべき点をいち早く試行的に取り入れる形で、平成23年度の提案募集が行われたところです。

制度の振り返りを行いながらの提案募集の試行ということで、募集期間が短かったこともあり、今年度は昨年度よりも少ない12事業の提案が出されました。そのいずれも、市担当課が提示した課題によらない、NPOの自由で柔軟な発想による提案でしたが、残念ながら共働事業として採択に至ったのは1件のみという結果になりました。

NPOが捉えている潜在的・先駆的な課題を、行政とNPOが対等な立場で共有し、双方の資源や能力、役割を十分発揮し共働事業として実現することにより、複雑・多岐化している地域課題の解決を目指すことが本制度の目的であります。

平成24年度からの新しい制度については、「福岡市市民公益活動推進審議会」からの答申を受けて、今後市において具体的に検討されると思われませんが、今回の審査結果からも、市民生活に密着したNPOの自由な発想が行政との共働事業として実現するための、工夫や仕組みの検討が必要であると考えます。

具体的には、市との共働に対するNPOの意識啓発や企画力向上のための機会の創設、市の課題や重要施策をNPOに理解してもらう工夫、提案のアイデア段階でNPOと市担当課が面談する場の設定、広報の充実等を検討して頂き、あわせて市職員に対しては、NPOとの共働への理解と関心を高め、今後積極的に共働事業に取り組めるように、職員研修や情報交換会を引き続き行っていただき、本制度がさらに効果的で充実した制度となることを期待します。

第2 審査報告

1 提案募集・選考経過

(1) 説明会及び相談会

- 説明会（制度や募集内容、共働の意義等についての説明会）
開催日時 平成23年7月28日（木）13:30～15:00
会場 福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」
- 相談会（共働事業についての自由な相談会）
開催日時 ①平成23年7月28日（木）15:00～18:00
②平成23年8月1日（月）14:00～18:00
会場 福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」

(2) 共働事業提案の募集

募集期間

- ①自由提案：平成23年7月26日（火）～8月10日（水）
- ②市の課題への提案：平成23年8月4日（木）～8月16日（火）

23年度の提案募集に対して12事業が提案された。そのうち、資格要件確認の結果、11件を資格要件適合と認めた。

提案種類	提案事業数	資格要件適合
テーマ・ジャンルを問わない自由提案	12事業	11事業
市が共働を希望する課題（1事業）への提案	0事業	0事業
合計	12事業	11事業

(3) 第1回審査委員会（第1次審査）

第1次審査は資格要件適合の11事業の提案について書面審査を行い、1事業を選考した。

開催日時 平成23年9月2日（金）13:30～15:00
会場 福岡市役所15階 第5特別会議室

提案種類	通過事業数
テーマ・ジャンルを問わない自由提案	1事業
合計	1事業

(4) 提案団体と市担当課の協議

第1次審査を通過した1事業の提案団体と市担当課による面談会が9月16日(金)に実施され、企画内容の協議や、情報交換が行われた。

(5) 第2回審査委員会(公開プレゼンテーション・最終審査)

第1次審査を通過した1事業について、提案団体によるプレゼンテーションの後、引き続き最終審査を行い、1事業を選考した。

開催日時 平成23年9月30日(金) 14:00~15:30

会場 福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」

提案種類	通過事業数
テーマ・ジャンルを問わない自由提案	1事業
合計	1事業

2 応募状況（資格要件適合）

	事業名	提案団体名
テーマ・ジャンルを問わない自由提案	家庭で出来る いきいき呼吸法講座（仮）	特定非営利活動法人 ドゥ・イット・マイヘルス
	福岡市の観光資源 2 階建てバスの「感動バスガイド」育成・運営事業	特定非営利活動法人 イデア九州・アジア
	ふれあい・そよかぜサポート普及事業	特定非営利活動法人 地域福祉を支える会 そよかぜ
	水耕高設栽培による都市屋上農園推進事業	特定非営利活動法人 九州食縁推進機構
	障がい者施設の生産及び製作物の販売サポート事業	特定非営利活動法人 花の花
	不登校児及びその保護者支援のためのネットワークづくり	不登校サポートネット
	「学習塾」プロジェクトを通じた「文化芸術活動」の担い手育成事業	ドネルモ
	外国人雇用トータルサポート事業	特定非営利活動法人 グローバルライフサポートセンター
	シングルマザー支援事業 キャリアデザイン♪&親子わくわく交流会	特定非営利活動法人 人財共育センター EN
	料理研究家の講師派遣及び、食育講座の企画・運営事業	特定非営利活動法人 ウィッグリング・ジャパン
世代を超えて育てる路地の仲よし風景づくり	特定非営利活動法人 環境緑化を考える会	

3 最終審査通過事業（概要と選定理由）

事業名	不登校児及びその保護者支援のためのネットワークづくり		
提案団体	不登校サポートネット	総事業費	1, 575 千円
市担当課	教育委員会 教育支援部 生涯学習課		
事業目的及び概要	行政や市民、各専門分野で個々に行われている不登校支援の活動について、相互に連携し具体的な事例への最適な支援を可能とし、不登校についての理解や支援を拡げるために、不登校支援に関する福岡市全域をカバーするネットワークを構築し、行政、市民、団体、組織等の横断的な連携を実現する。		
選定理由	不登校の解決や当事者への支援は、教師や学校、支援NPO単体での取り組みだけでは解決が困難であり、官民挙げて支援するネットワークの構築は重要で、共働の必要性及び相乗効果は高いと思われます。 また、行政側に不登校対策を専門とする部署が無いなかで、関係する複数の課間での協議の結果、共働に向けた行政側の体制が明確化したことも評価できます。 今後は支援NPO、専門機関をはじめ行政内部の関係各課がしっかり連携し、孤立しがちな不登校児とその家族に寄り添いながら、的確な支援が行われることを期待します。		

第3 資料編

資料1 採択事業の企画書

提案団体名	不登校サポートネット
提案事業の名称	不登校児及びその保護者支援のためのネットワークづくり
提案事業の目的	不登校支援に関する福岡市全域をカバーするネットワークを構築し、行政、市民、団体、組織等の横断的な連携を実現し、当事者への効果的な支援を促進する
課題の緊急性・重要性 (市民ニーズを含む)	<p>1. 解決する課題</p> <p>①不登校支援活動が個々に行われているため、問合せ機能が分散し、当事者が適切な情報を得られない。</p> <p>②不登校支援に関わる活動団体の相互の意見や情報交換等の機会が少ないために相乗効果を発揮しにくい。</p> <p>③不登校への当事者や支援者、及び一般市民の理解が不十分。</p> <p>2. 市民ニーズ (※平成22年度の福岡市教育委員会発表及び文部科学省発表資料より) 福岡市内の不登校当事者数の推定 総計 約7800名 【内訳】</p> <p>①小中学校の不登校児童数982名+その保護者数1900名=約2900名</p> <p>②不登校予備軍A 保健室登校児童数222名+その保護者400名=約600名</p> <p>③不登校予備軍B (※欠席日数30日未満でその傾向のある推定児童数) 推定1000名+その保護者数1900名=約2900名</p> <p>③高校の不登校生徒数 (小中学不登校児童数×46%) 推定450名+その保護者数900名=約1400名</p> <p>上記の当事者が以下のような事業内容へ緊急かつ切実なニーズを有していると考えられる。</p> <p>①不登校に関する情報へワンストップで対応できる総合的問合せ窓口開設のニーズ</p> <p>②不登校当事者への多角的支援(行政、市民、医療、教育等々)のニーズ</p> <p>③不登校当事者への地域での理解と協力のニーズ</p> <p>3. 課題解決の方策</p> <p>1) 方策・手法</p> <p>①不登校支援に関して福岡市内で活動している組織、団体、個人、及び行政の関連部署による横断的ネットワークの構築と情報等の総合的問合せ窓口機能を開設する。</p> <p>②ネットワーク会議等を開催し、相互の意見や情報交換を密に行い、協力機会を拡大する。</p> <p>③不登校に関するセミナーや講座などを開催し、市民の参加や不登校への理解を促進する。</p> <p>2) 先駆性・先進性</p> <p>①福岡市全域を網羅する不登校支援のネットワークが初めて誕生する。</p> <p>②不登校支援のワンストップ的な総合問合せ機能を持つため、当事者が右往左往することなく、迅速かつ的確に必要な支援を受けることが出来る。</p> <p>③行政と民間とが協力する横断的不登校支援のネットワークが誕生する。</p>

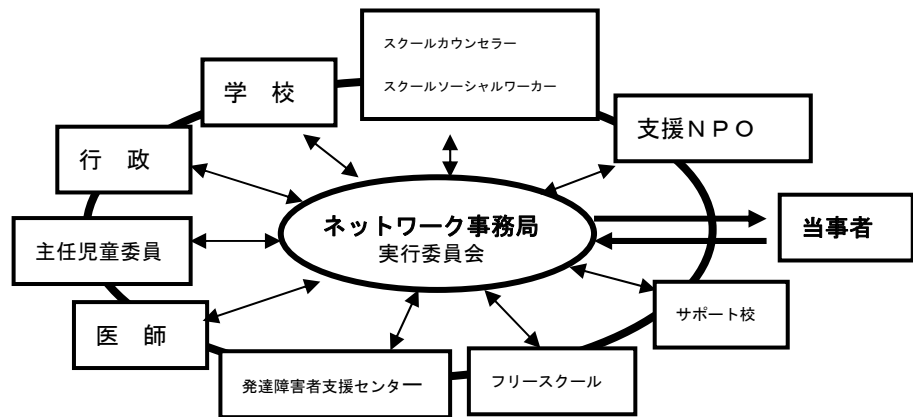
共働の必要性
(共働の役割分担を含む)

1. 共働の必要性と相乗効果

- ①自発的に発生し、互助的なものとして行われている不登校支援の市民活動が、行政との共働事業となることで、その社会的な信頼性を高めることが可能となり、孤立する傾向の強い当事者が安心してアクセスし、参加や理解が促進される。
- ②開催されるネットワーク会議での行政やNPOなどネットワークに参加する部署、団体との意見や情報交換により、不登校支援に関する行政と市民との協力が進み効果的な支援が可能となる。
- ③不登校支援活動が営利的、形式的なものにならないための相互チェック機能が発揮されて、当事者本位の支援活動とすることが出来る。

2. 提案団体が果たそうとする役割

- ①不登校支援に関わる行政(関連部署)、団体、個人のネットワークのセンター機能(事務局機能)を担当し、相互の連携・調整や協力及びネットワーク全体としての活動等を促進する。
- ②不登校支援に関する総合的な問合せ窓口機能を行い、当事者への効果的な情報提供やアドバイスを行う。
- ③ネットワークとしての不登校支援に関するWEBサイトを創設し広報機能を強化する。



3. 福岡市に期待する役割

- ①不登校支援団体、市民との話し合いの中から見出された必要な事項について、行政の不登校対応施策の中への取り込みの検討及び実施。
- ②この事業に関する情報についての市報掲載や公的場所での掲示等の広報への協力
- ③この事業の費用に関する協力

4. 福岡市の担当の担当部署と何らかの関わりがある場合は、その部署名、経緯及び内容
※特に無し

事業の内容	<p>1. ネットワーク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標：福岡市内で活動する不登校支援のNPO等の支援団体、及び行政関係部署、など初年度で30の組織・個人を横断的に結ぶネットワークの構築 ・成果：不登校支援情報の一元化による効果的な支援が確立する ・内容：①ネットワーク会議の定例開催 (意見・情報の交換、事例検討、共同活動計画の立案・実施) ②不登校に関する総合的問合せ窓口の開設(電話&メール) ・実施日程：平成24年4月1日～平成25年3月31日 ・参加予定数：30事業者 行政(関係部局)、団体、個人 ・実施場所：会議室(公的施設)、事務所(※参加団体の事務所に設置) ・予算額：912千円 <p>2. 啓発・研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標：不登校への理解を促し、不登校当事者への支援や協力体制を構築する ・成果：不登校当事者が悩みから解放され、穏やかな市民生活が実現すると同時に、互いに支え合い、協力し合う気風が醸成される。 ・内容：①講座開催：イ) 不登校当事者への研修事業(年6回・40名)計240名 ロ) 不登校への一般への啓発事業(年2回・100名)計200名 ②支援団体研修：不登校支援の基礎知識習得(年6回・30名)計180名 ・実施日程：平成24年4月1日～平成25年3月31日 ・参加予定数：当事者240名、一般200名、支援団体及个人180名 計620名 ・実施場所：市民センター等公的施設 ・予算額：398千円 															
事業の実施体制	<p>1. 総括責任者 長阿彌 幹生</p> <p>2. 個別事業責任者 ネットワーク事業責任者 上村 一隆 (専従者2人、ボランティア5人) 啓発研修事業責任者 星野 敦子 (ボランティア5人)</p> <p>3. 事業実施にあたっての専門性やノウハウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①不登校支援活動を10年間にわたって継続してきた経験を有している ②「不登校サポートネット」が西区の不登校支援活動団体のネットワークとしてスタートしており、ネットワーク事業の運営に精通している ③統括責任者の長阿彌は福岡市及び他の自治体での不登校に関する研修や講座での講師や、子どもNPO団体の中間支援NPOの理事を長年担当し、地域での不登校支援活動について、そのネットワークの基盤整備を実践している。 															
事業スケジュール	<table border="1" data-bbox="507 1451 1377 1653"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1四半期 4～6月</th> <th>第2四半期 7～9月</th> <th>第3四半期 10～12月</th> <th>第4四半期 1～3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ネットワーク事業</td> <td>募集・結成</td> <td>窓口開設</td> <td>募集・拡大</td> <td>募集・拡大</td> </tr> <tr> <td>啓発・研修事業</td> <td>4回開催</td> <td>3回開催</td> <td>4回開催</td> <td>3回開催</td> </tr> </tbody> </table>		第1四半期 4～6月	第2四半期 7～9月	第3四半期 10～12月	第4四半期 1～3月	ネットワーク事業	募集・結成	窓口開設	募集・拡大	募集・拡大	啓発・研修事業	4回開催	3回開催	4回開催	3回開催
	第1四半期 4～6月	第2四半期 7～9月	第3四半期 10～12月	第4四半期 1～3月												
ネットワーク事業	募集・結成	窓口開設	募集・拡大	募集・拡大												
啓発・研修事業	4回開催	3回開催	4回開催	3回開催												
地域や他団体との連携	<p>連携予定の他団体：(特活)子どもNPOセンター福岡、(特活)チャイルドライン、ふくおか不登校サポーター協議会、福岡市不登校児保護者の会等子ども支援や不登校支援各団体、医師会、各地域の主任児童委員、民生委員</p>															
事業の展望及び今後の活動展開	<p>■提案団体の事業として自主的に取り組みたい。</p> <p>□行政が主体的に実施して欲しい。</p> <p>■その他(行政関係部署との連携は今後とも継続したい)</p>															

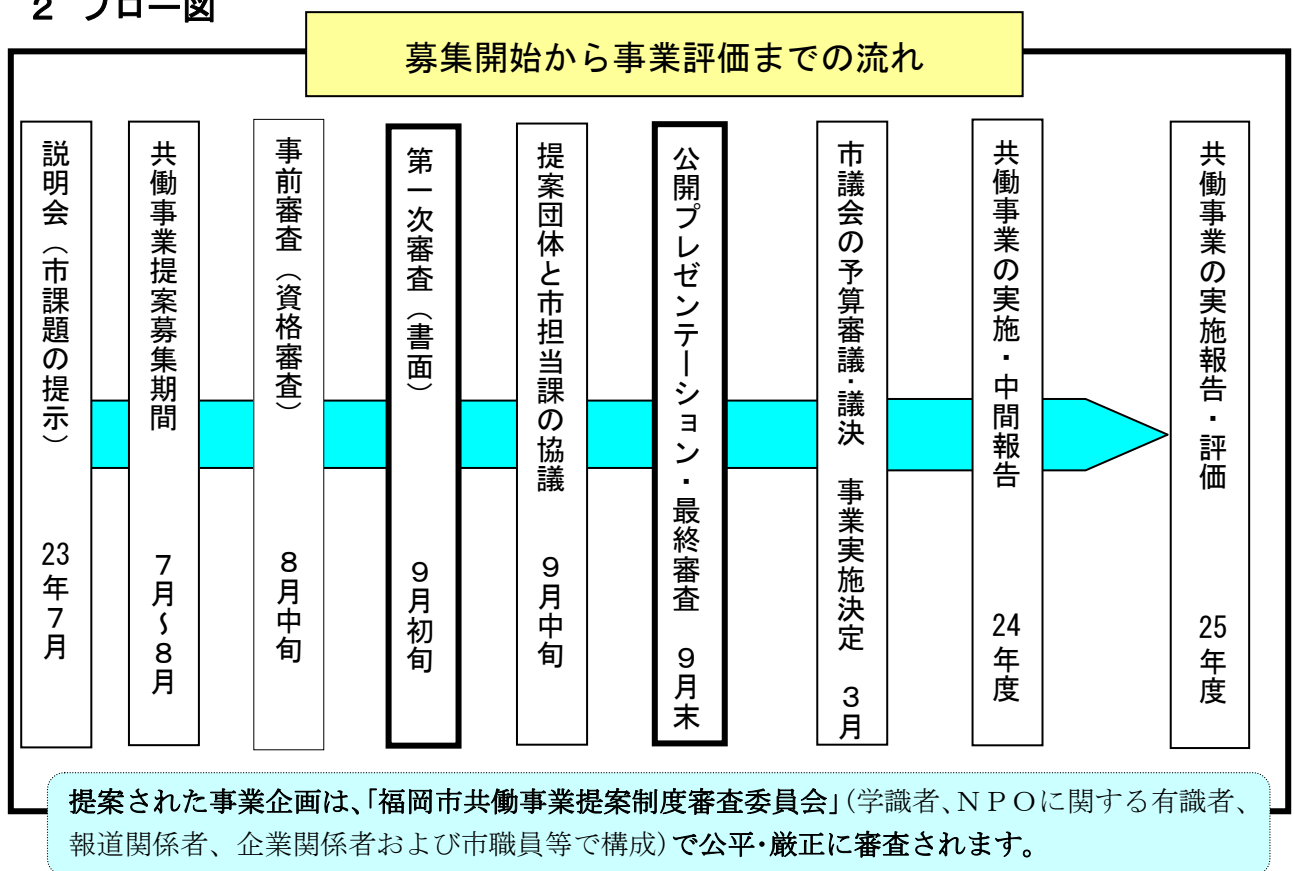
資料2 共働事業提案制度の概要

1 制度の概要

この制度は、NPOの新しい発想を活かした事業の提案を公募し、NPOと市の共働による相乗効果を発揮して、市民に対してきめの細かいサービスを提供するとともに、地域課題の効果的・効率的な解決や都市活力の向上を目的とします。この制度で決定された事業は、福岡市及び提案団体双方の事業として共働で実施するものです。

平成23年度に制度全体の振り返りを行い、より良い制度に向けて検討を行っています。また、制度の振り返りの中で、改善すべき点をいち早く試行的に取り入れる形で、23年度の提案募集を行いました。

2 フロー図



3 23年度募集内容

【23年度の改善点】

- 共働事業提案制度が目指す「共働」の意義や内容、事業の実施方法や評価の流れ等を、「応募の手引き」にわかりやすく記載しました。
- 審査期間を短縮し、手続きを簡略化しました。
- 市がすでに取り組んでいる事業を効果的に見直しより発展させるための具体的な提案を募集しました。
- 暴力団・暴力団員、それらと密接な関係を有する団体を排除する規定を強化しました。

(1) 応募資格

福岡市内に事務所を置き、かつ福岡市内で1年以上の活動実績を有する、営利を目的とせず、公益の増進に寄与する活動を行っている団体（NPO）。個人は対象とならない。

(2) 経費の負担

福岡市が負担する事業経費は、総事業費の5分の4以内で、1事業あたり400万円を限度とする。（ただし、市がすでに取り組んでいる事業を効果的に見直し、より発展させるための具体的な提案は、原則として市の既存予算の範囲内とする）

(3) 募集する事業

1：自由な提案 テーマやジャンルを問わない自由な提案

2：市が共働を希望する課題への提案

市がすでに取り組んでいる事業を効果的に見直しより発展させるための具体的な提案

【課題名】 早良南行きの風（さわら魅力づくり事業）

【市担当課】 早良区総務企画課

【概要】 脇山・曲淵・早良・内野・入部等早良区南部の自然や歴史、特産品などの魅力を多くの人に知ってもらい、何度も訪れてもらうことで地域の活性化を図るために、背振山系の登山や、野河内溪谷周辺のハイキング、早良区南部の新しい魅力の発掘や発信、活用方法

【総事業費】 事業費100万円程度の事業提案を募集

(4) 事業期間

募集の翌年度に単年度実施（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

事業の実施に当たっては、提案団体と福岡市の経費負担割合や事務役割の分担を定めた共働協定書を締結し、双方で実行委員会を組織して実施します。

(5) 共働促進アドバイザーのサポート

提案団体と市担当課の事業化に向けた協議や協定書作成には、要請に応じて、共働促進アドバイザーのサポートが受けられる。

「共働促進アドバイザー」は、公平・中立の立場で、提案団体と市担当課の協議に立ち会い、意見交換が円滑かつ効果的に進むように調整し、共働の進め方のアドバイスや、協定書締結までのサポートを行います。

資料3 審査項目

	項目	審査に当たってのポイント	審査比重
共働の必要性	課題の把握	<p>[ニーズ性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・的確に課題（ニーズ）を把握し、課題解決のための事業目的が、明確に設定されているか。 ・課題は客観的な数値データや事例に基づいており、福岡市の特性を踏まえたものか。 	60%
	共働の有効性	<p>[共働の手法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題解決のために共働という手法が必要とされているか。また、その手法は、先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点があるか。 ・地域との連携など課題解決に向け、必要な連携が図られているか。 	
	役割分担	<p>[役割分担の妥当性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体と本市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 ・行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。 	
	事業効果	<p>[相乗効果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体と市が共働することにより、事業効果（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより、効果的な実施が可能となること、費用対効果など）が期待できるか。 <p>[市民満足度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることができる等）が期待できるか。 	
事業の実現性	企画力	<p>[団体の企画力]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題を効果的・効率的に解決する事業企画となっているか（予算見積もりを含む）。 	40%
	実現性	<p>[計画の実現性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画どおりに実施が可能であるか。 ・事業に積極的に取り組む意欲や熱意があるか。 ・地域住民等との理解を得られているか。また、法的な問題等により実現が困難となっていないか。 	
	実施能力	<p>[団体の実施能力・継続能力]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案団体は、当該事業を実施する上での、専門的な知識や経験を有し、提案する事業が実施可能であるか。 ・提案団体は、提案する事業が継続可能であるか。 	
	モデル性	<p>[広域性、他地域への波及効果]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市全体に及ぶような広域性を持った事業か。または地域的な活動であっても全市的に広がる可能性を持った事業か。 	

資料4 共働事業提案制度審査委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等	分 野
小山田 浩定	総合メディカル株式会社代表取締役会長	企業関係者
北崎 博三	福岡市市民局コミュニティ推進部長	行 政
辻 桂子	Reed Labo 代表	NPO関係者
永淵 英洋	福岡市総務企画局企画調整部長	行 政
副委員長 福山 誠	博多区自治協議会長連絡協議会会長	地域関係者
委員長 森田 昌嗣	九州大学大学院芸術工学研究院教授	学識経験者
山形 紀子	西日本新聞社営業本部西日本会担当部長	報道関係者

※「福岡市共働事業提案制度実施要綱」第7条の規定により設置